平成２２年（フ）第９７３号
大阪府羽曳野市南古市１丁目４番４―105号
債務者　坪田　大祐
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　義人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０３８号
札幌市豊平区月寒東４条９丁目10番14号　北栄ハイツ203
債務者　牧野　勇治
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上木　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２６号
神奈川県座間市相模が丘１丁目20番15号　シャトー相模302号
債務者　越智　　裕
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３号
三重県松阪市垣鼻町550番地５
債務者　冨田健次郎
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
津地方裁判所松阪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１７６号
千葉県印西市瀬戸1588番地
債務者　片野　純子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１８４号
千葉県四街道市めいわ１丁目８番８号エスポワールオオカワＡ201
債務者　藤田　昭一
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１８７号
千葉県八街市富山1314番地2883リュミエール102号
債務者　牛尾　義兄
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２００号
千葉県四街道市みそら４丁目12番10号
債務者　井室　勝己
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２０９号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目８番地２　アパガーデンプレイス臼井駅前123号
債務者　佐々木重紀
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２１０号
東京都中野区中央４丁目９番５号　マルシンハイム103
債務者　佐々木みどり
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２１２号
岡山県倉敷市中庄3206番地150
債務者　堀脇　正信
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
岡山県倉敷市四十瀬３番地34
債務者　桑名　　茂
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
岡山県倉敷市東塚６丁目８番19号
債務者　渡邊与士和
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
埼玉県春日部市梅田本町１丁目３番２号
債務者　瀧澤　　豊
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
埼玉県草加市氷川町309番地３　ハイムコジマ201号
債務者　中川　泰治
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
埼玉県吉川市大字保666番地１　レーベンハイム吉川グランスクエア803
債務者　砂坂　幸生
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３００号
埼玉県川越市大字今福1037番地35、前住所埼玉県上尾市大字原市238番地35
債務者　新井　英夫
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部